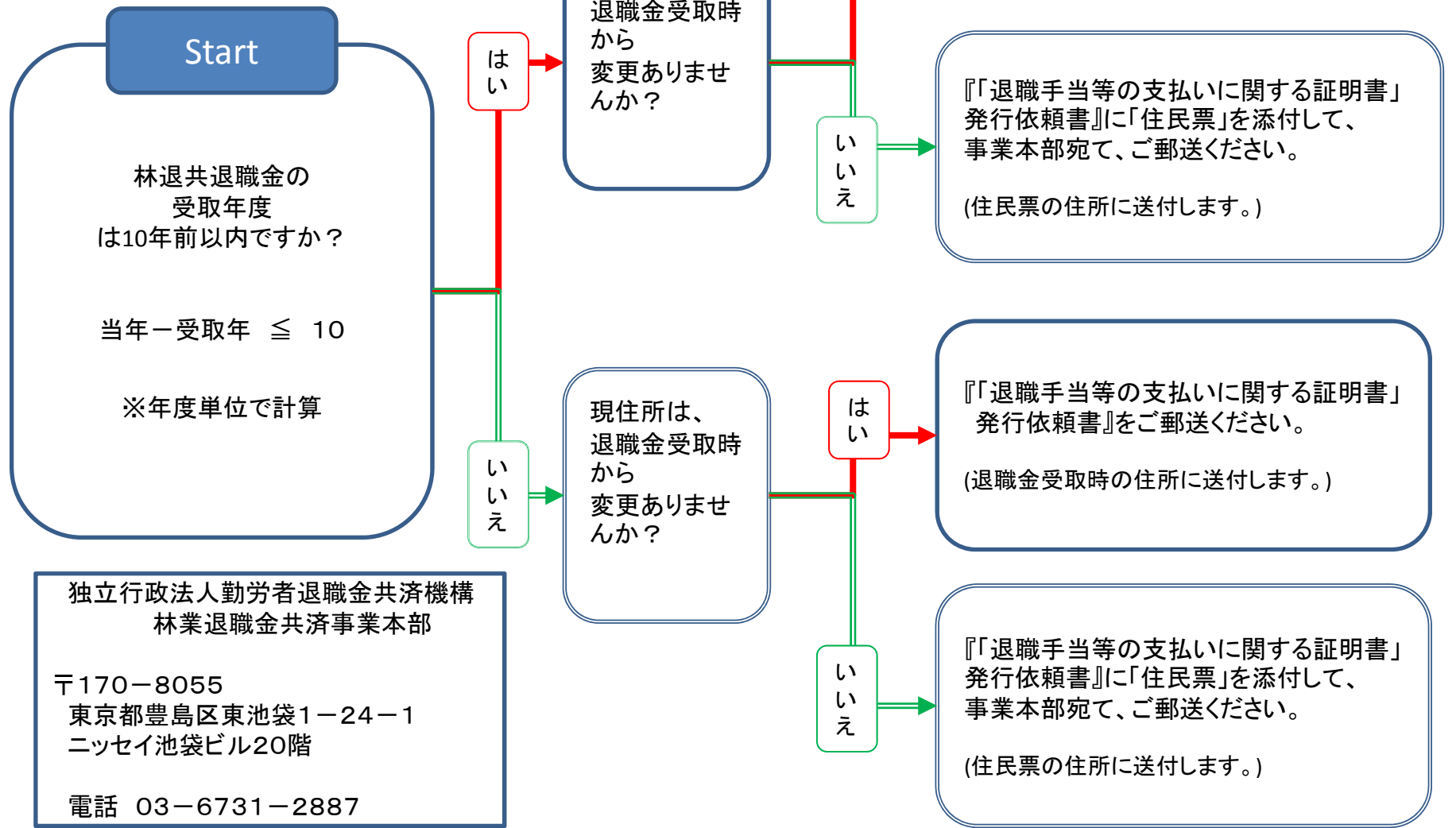


源泉徴収票(退職手当等の支払いに関する証明書)の発行方法について(フローチャート)



林退共退職金の受取年度は10年前以内ですか?

当年-受取年 ≤ 10

※年度単位で計算

独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部
〒170-8055
東京都豊島区東池袋1-24-1
ニッセイ池袋ビル20階
電話 03-6731-2887

はい

現住所は、退職金受取時から変更ありませんか?

はい

事業本部または最寄りの支部に、お電話にて、源泉徴収票の発行をご依頼ください。
(退職金受取時の住所に送付します。)
※ 被共済者番号が不明な場合は、ご本人確認をさせていただきます。

いいえ

『「退職手当等の支払いに関する証明書」発行依頼書』に「住民票」を添付して、事業本部宛て、ご郵送ください。
(住民票の住所に送付します。)

いいえ

現住所は、退職金受取時から変更ありませんか?

はい

『「退職手当等の支払いに関する証明書」発行依頼書』をご郵送ください。
(退職金受取時の住所に送付します。)

いいえ

『「退職手当等の支払いに関する証明書」発行依頼書』に「住民票」を添付して、事業本部宛て、ご郵送ください。
(住民票の住所に送付します。)